

指導行政のポイント

「開かれた学校」の是非

菱村 幸彦

ここ十数年「開かれた学校」の理念のもとに、学校を外に開くことが推進されてきた。しかし、大阪府下で起きた痛ましい児童殺傷事件を契機に、改めて「開かれた学校」の是非が問題となっている。

臨教審答申以来のながれ

「開かれた学校」を正面から取り上げたのは臨教審だ。第3次答申（昭和62年）は、学校施設を社会教育に開放する、学校運営に地域住民の意見を生かす、学校と他の教育文化施設との連携を図るなど地域に開かれた学校づくりを提言している。

この考え方は、中教審に受け継がれた。21世紀の教育のあり方を審議した中教審答申（平成8年）は、学校が社会に対して「開かれた学校」となることの重要性を指摘し、学校は自ら開かれたものとする、保護者や地域住民に自らの考えや教育活動を語る、保護者や地域住民の意見を聞く、地域の教育力を生かす、学校施設を開放する、などを提言している。

さらに、地方教育制度のあり方を審議した中教審答申（平成10年）は、学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するために、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組みが必要として地域住民の学校運営への参加を呼びかけている。

警察庁によると、幼・小・中・高校等への外部からの侵入事件は、平成12年度に1,355件あったという。外部からの侵入事件がこんなにあるとなると、児童・生徒の安全確保のため、校門を閉じることを検討せざるをえない。

しかし、校門を閉じることは、直ちに「開かれた学校」を否定することにはならない。というのは、「開かれた学校」の内容を整理すると、施設を開

く、教育を開く、経営を開く、情報を開く、の4つにわかれるからだ。

「開かれた学校」の4つの意味

第1の「施設を開く」とは、学校施設をオープンにし、地域住民に開放することである。今回の事件を考えると、学校の安全確保のため、この点については再検討を要するだろう。開くとしても、より厳しいチェック体制が求められる。

第2の「教育を開く」とは、カリキュラムに地域の教育資源（地域の専門家など）を活用することである。「総合的な学習の時間」の導入で、教育を開くことは、これからいよいよ重要となる。

第3の「経営を開く」とは、保護者や地域住民に学校の方針や活動を説明し、学校経営に保護者や地域住民の意見を取り入れることである。学校評議員の導入はその具体策の1つだ。

第4の「情報を開く」は、教育情報の開示である。情報公開の進展の流れのなかで、教育情報の開示に対してはますます要請が強まるだろう。

こうしてみれば、「開かれた学校」について学校安全の視点から問題となるのは、いわゆるハード（施設）の開閉の是非であって、ソフト（教育課程、学校経営、教育情報）については、今後とも一層オープンにすることが望ましい。むしろ、学校を開くことで、結果的に学校を地域ぐるみで守ることになるのではないか。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

“危機管理”研修テキスト三部作 好評発売中

『求められる危機管理能力』大石勝男編・2310円

『学校の危機管理マニュアル』菱村幸彦編・2310円

『危機管理の法律常識』菱村幸彦編・2310円

新刊案内

大好評発売中！ 文科省4・27通知を完全収録。

教育開発研究所刊

「総合学習」評価の記述欄新設、「行動の記録」項目の見直し、「所見」欄の統合等、必須改訂点を詳細解説！

教職研修増刊 新指導要録全文と要点解説

B5判 300頁・定価2,350円

研修誌・図書の直接注文、研修会のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）